

付 議 第 1 号

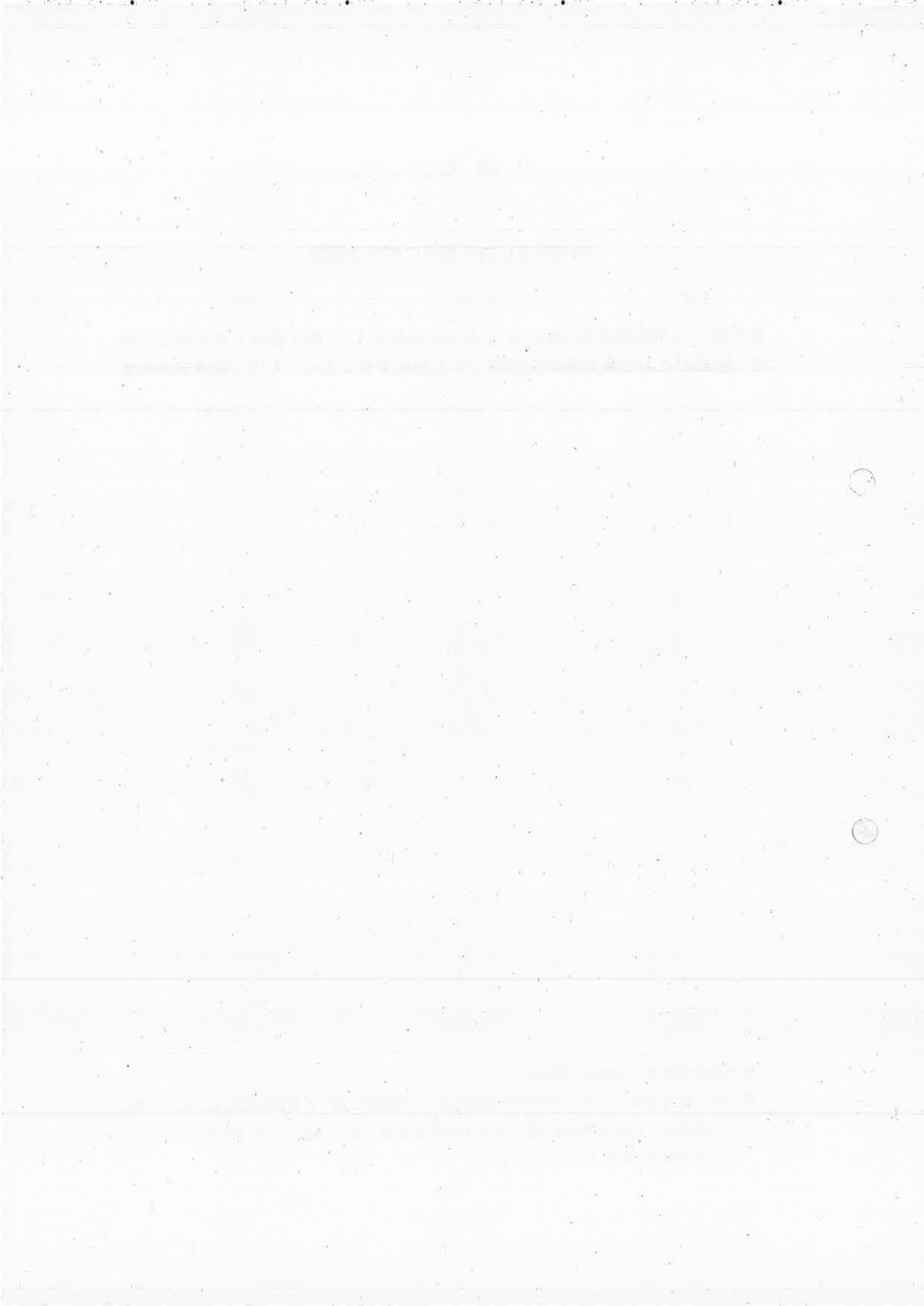
高知県文化財の指定に関する議案

高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり高知県の文化財として指定することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (34) 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)の規定により文化財を指定し、又は指定を解除すること。



別紙

「大太刀 無銘 附黒漆打刀拵」及び「大太刀 無銘 附黒漆太刀拵」並びに「黒漆太刀拵 附太刀身」を高知県保護有形文化財（工芸品）に指定

（高知県文化財保護条例第4条第1項）

高知県保護有形文化財の指定

名 称	員 数	内 容	所在地	所有者
大太刀 無銘 附黒漆打刀拵	1口	総長 184.3 センチメートル 刃長 127.8 センチメートル 反り 2.7 センチメートル 目釘穴 4個 附 黒漆打刀拵	南国市岡豊町八幡 1099 番地 1 高知県立歴史民俗資料館	高岡郡四万十町興津 1604 番地 宗教法人八幡宮
大太刀 無銘 附黒漆太刀拵	1口	総長 219.5 センチメートル 刃長 152.9 センチメートル 反り 3.1 センチメートル 目釘穴 2個 附 黒漆太刀拵	高岡郡四万十町宮内 1857 番地	高岡郡四万十町宮内 1857 番地 宗教法人高岡神社
黒漆太刀拵 附太刀身	1口	総長 107.3 センチメートル 柄長 25.5 センチメートル 鞘長 80.8 センチメートル 附 太刀身1口 刃長 72.6 センチメートル 反り 2.6 センチメートル 目釘穴 1個	高岡郡四万十町宮内 1857 番地	高岡郡四万十町宮内 1857 番地 宗教法人高岡神社

(指定該当基準)

高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め（昭和51年3月31日教育長告示第1号）の

「 1 高知県保護有形文化財指定基準

(2) 工芸品

イ「高知県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」及びウ「形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの」に該当

(価値の証明)

○「大太刀 無銘 附黒漆打刀拵」

南北朝期から室町時代初期に製作された大太刀で、現存する物が数少なく全国的に見ても稀少である。また、^{こしらえ}附の黒漆打刀拵については、破損、欠損部分も多いが、製作当初の雰囲気伝えるもので、拵が付属することも更に貴重である。

○「大太刀 無銘 附黒漆太刀拵」

南北朝期から室町時代初期に制作された大太刀で長大なものである。現存する物が数少なく全国的に見ても稀少である。また、附の黒漆太刀拵については、欠損部分もあ

るが、製作当初の雰囲気伝えるもの。

○「黒漆太刀拵 附太刀身」

黒漆太刀拵は、装飾を排した儀礼用では無い、実用本位の戦場用の佩刀の陣太刀の拵で、全国でも稀な遺品である。製作年代は、金具の質感などから室町中期をくだらないものと思われる。

附の大刀身は、形状、作風から室町初期。備前鍛冶の作と思われる。

以上のように、今回文化財保護審議会から答申のあった、三件は、形態及び用途において特異で意義が深いものであるとともに工芸史上も貴重なものである。

(総長等に関する補足)

- ・ 審議会における審議時に、高岡神社が所有する大太刀等について、測定結果と過去の調査資料の間に誤差が生じている点を指摘された。
- ・ 刀剣の測定時には多少の誤差が生じる可能性があること、また誤差が僅かであることから、価値の証明に影響を与えるものではないとされたが、後日再度測定を行う旨、事務局から回答。
- ・ 以上を踏まえ、参考資料1-1のとおり答申されたもの。
- ・ なお、再測定結果については、参考資料3のとおり。

王德林 敬启者

本人于1952年12月15日，在北京市东城区... 王德林 敬启者

本人于1952年12月15日，在北京市东城区... 王德林 敬启者

王德林 敬启者

本人于1952年12月15日，在北京市东城区... 王德林 敬启者

王德林 敬启者

参考資料 1 - 1

元文審第 1 号

令和 2 年 2 月 6 日

高知県教育委員会 様

高知県文化財保護審議会

令和 2 年 2 月 6 日付け元高文財第 9 4 7 号で諮問のあった下記の指定については、適当であるとの結論を得たので、答申します。

記

名 称	員 数	内 容	所在地	所有者
大太刀 無銘 附 黒漆打刀拵	1 口	総長 184.3 センチメートル 刃長 127.8 センチメートル 反り 2.7 センチメートル 目釘穴 4 個 附 黒漆打刀拵	南国市岡豊町 八幡 1099 番地 1 高知県立歴史 民俗資料館	高岡郡四万十 町興津 1604 番 地 宗教法人八幡 宮
大太刀 無銘 附 黒漆太刀拵	1 口	総長 219.6 センチメートル 刃長 153.0 センチメートル 反り 3.2 センチメートル 目釘穴 2 個 附 黒漆太刀拵	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社
黒漆太刀拵 附 太刀身	1 口	総長 107.5 センチメートル 柄長 25.8 センチメートル 鞘長 81, 0 センチメートル 附 太刀身 1 口 刃長 72.6 センチメートル 反り 2.6 センチメートル 目釘穴 1 個	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社

【一】 課後練習

1. 下列各句，請用「 」圈出主詞，用「 」圈出謂詞。

2. 下列各句，請用「 」圈出主詞，用「 」圈出謂詞。

3. 下列各句，請用「 」圈出主詞，用「 」圈出謂詞。

4. 下列各句，請用「 」圈出主詞，用「 」圈出謂詞。

5. 下列各句，請用「 」圈出主詞，用「 」圈出謂詞。

句號	主詞	謂詞
1. 他正在讀書。	他	正在讀書
2. 那隻狗在叫。	那隻狗	在叫
3. 我們要去郊遊。	我們	要去郊遊
4. 他跑得很快。	他	跑得很快
5. 這朵花很漂亮。	這朵花	很漂亮
6. 他昨天去了學校。	他	昨天去了學校
7. 那隻鳥在飛。	那隻鳥	在飛
8. 我們明天要去郊遊。	我們	明天要去郊遊
9. 他跑得很快。	他	跑得很快
10. 這朵花很漂亮。	這朵花	很漂亮

参考資料 1 - 2

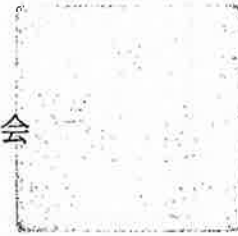
元高文財第947号

高知県文化財保護審議会 様

下記の物件を高知県保護有形文化財に指定することについて、高知県文化財保護条例の規定に基づき諮問します。

令和2年2月6日

高知県教育委員会



記

文化財の名称	指定等の内容	指定等の根拠条項	諮問の根拠条項
大太刀 無銘 附黒漆打刀拵	高知県保護有形文化財（工芸品）の指定	第4条第1項	第4条3項
大太刀 無銘 附黒漆太刀拵			
黒漆太刀拵 附太刀身			

1 高知県保護有形文化財の指定

名 称	員 数	内 容	所在地	所有者
大太刀 無銘 附黒漆打刀拵	1口	総長 184.3 センチメートル 刃長 127.8 センチメートル 反り 2.7 センチメートル 目釘穴 4個 附 黒漆打刀拵	南国市岡豊町 八幡 1099 番地 1 高知県立歴史 民俗資料館	高岡郡四万十 町興津 1604 番 地 宗教法人八幡 宮
大太刀 無銘 附黒漆太刀拵	1口	総長 219.6 センチメートル 刃長 153.0 センチメートル 反り 3.2 センチメートル 目釘穴 2個 附 黒漆太刀拵	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社
黒漆太刀拵 附太刀身	1口	総長 107.5 センチメートル 柄長 25.8 センチメートル 鞘長 81, 0 センチメートル 附 太刀身1口 刃長 72.6 センチメートル 反り 2.6 センチメートル 目釘穴 1個	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社

指定理由

高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め（昭和51年3月31日
教育長告示第1号）の

1 高知県保護有形文化財指定基準

(2) 工芸品

イ「高知県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」及びウ「形態、品質、
技法又は用途等が特異で意義の深いもの」に該当

令和2年 / 月 / 日

高知県教育委員会 様

申請者住所 高知県高岡郡四万十町興津1604番地

氏名 宗教法人 八幡宮

代表役員 山中 修

高知県保護有形文化財指定申請書

下記の有形文化財を高知県保護有形文化財に指定して下さるよう申請します。

記

1 名称及び員数

大太刀（無銘）、（附）黒漆打刀拵、一口

2 所在の場所

高知県南国市岡豊町1099-1 高知県立歴史民俗資料館

3 製作の年代及び作者

南北朝時代～室町時代初期
作者不詳

4 素材

太刀身・・・鉄（鋼）
拵・・・・・・木、銅、布、革、漆等

5 その他参考となるべき事項

大太刀（総長184.3cm、刃長127.8cm、目くぎ穴2個）
南北朝時代～室町時代初期の大太刀は全国的に稀少で、貴重である。
太刀と拵は一對のものである。
詳細は、別紙調査書のとおり。

大太刀 無銘 一口 興津八幡宮

法量

総長	一八四	三	七	二	四
刃長	一二七	八	三	七	二
反り	二	七	八	三	七
莖長	五六	八	三	七	二
元巾	四	二	三	七	二
先巾	二	七	二	三	七
元重	〇	九	五	二	四
先重	〇	六	二	三	七

令和元年六月二十一日調査

形状

鎬造庵棟 身巾広く反りや、浅く 中鋒延びる。

彫物

表裏棒樋(樋中朱漆塗)を掻き 鏝元にて丸鋲
板目鍛に直刃ほつれ小札交る。

黒漆打刀拵(付)

法量

総長	二七九	四	二	七	九
柄長	一〇一	八	二	七	九
鞘長	一七六	〇	二	七	九

柄

麻布着布菱巻にして黒漆を塗る。現状は二つに折れ

鞘

頭金具は欠失して鞘の貴金を嵌める。総目貫欠失
黒漆塗 栗形と貴金が付き、口金、鏝金具は欠失

鐔等

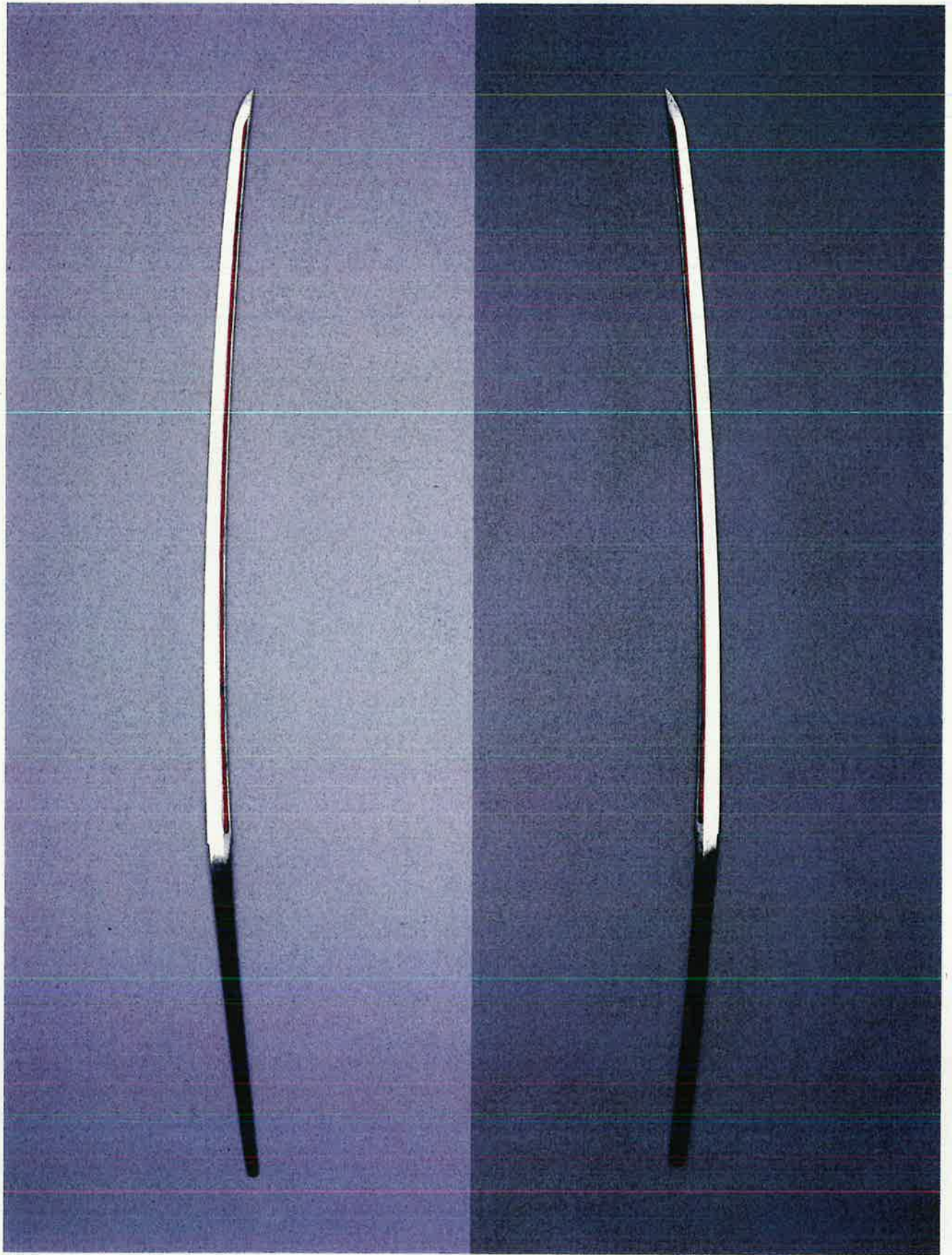
ここれらの金具は小金地に唐草文を彫する。
練革四枚合変形木化形黒漆塗(表裏を小金板ではさ
むが片方の板欠失 大切羽風に四方猪目小造となる
大切羽(菊座形と丸耳)が付く。
鍔の安鏝が付く。

刀は武器であり、時代により又用途に従って様相を変化さ
せて来ている。

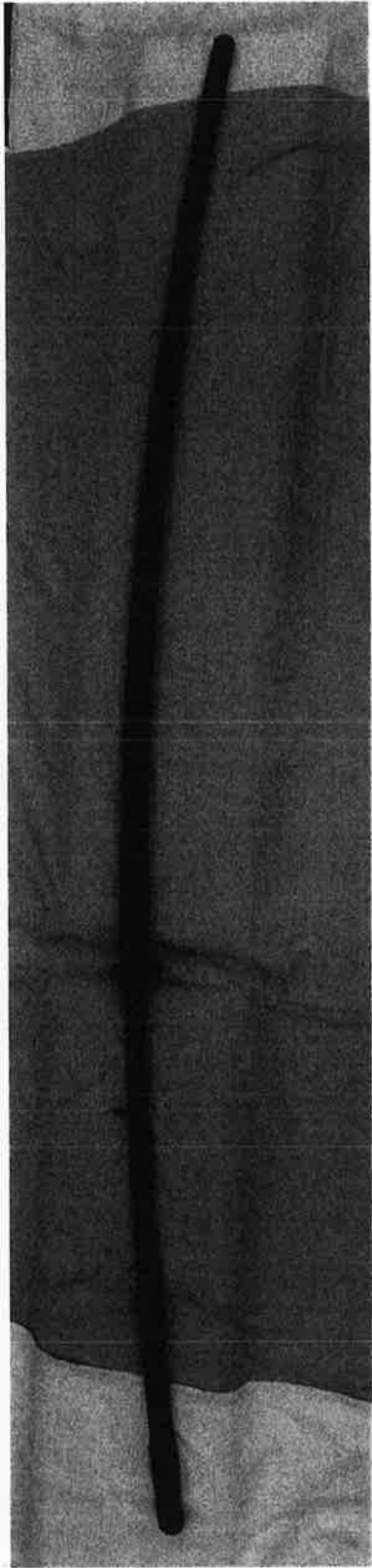
南北朝に入ると刀は大型化するが、中でも大太刀と称され
る長大で身巾広く切先の延びたものが橋本県の二荒山神社
愛媛県の太山孤神社等に奉納されて現存する。この中に貞治
元永・文安の年号作者名を記するものがあり、これら
似通った大太刀の製作時期がほぼ明らかになる。

この興津八幡宮の大太刀は、研磨されておらず地刃不明瞭
であるが、この刀自身から製作年代、作者を決定する事は困難であ
るが、前記神社の大太刀に近似するもので、ほぼ同時期(南

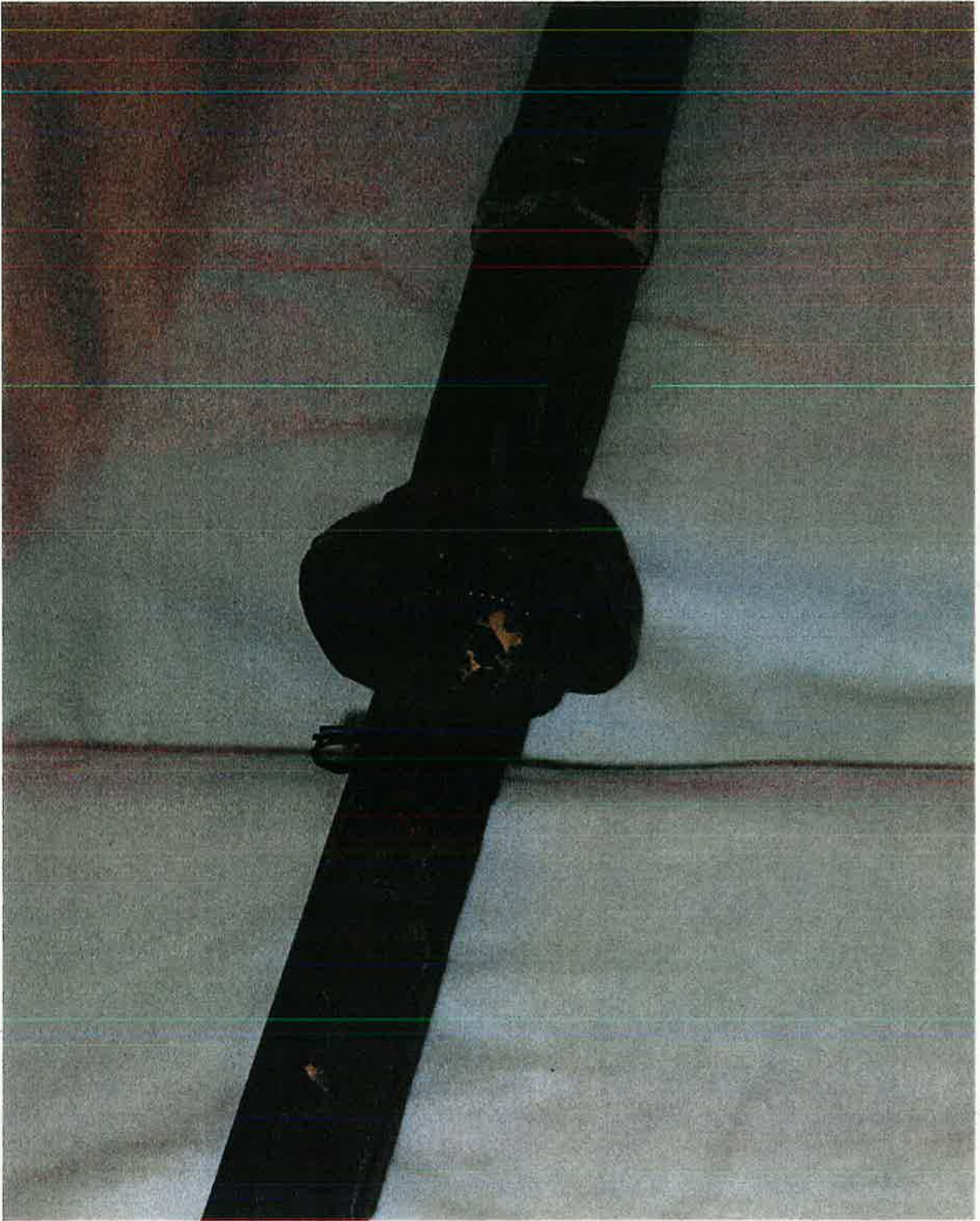
北朝末乃至室町初期の作と見る事が出来る。この様な大
刀は全国的にも稀少なもので、今後其大切に保存されなけれ
ばならない。又破損し、欠失部分も多いが製作当初の雰囲気を伝える振
幅が属する事も更に貴重である。



大太刀
興津八幡宮蔵



黒漆打刀拵
興津八幡宮蔵



令和2年1月14日

高知県教育委員会 様

申請者住所 高知県高岡郡四万十町宮内1857番地

氏名 宗教法人 高岡神社

代表役員 岩崎 清



高知県保護有形文化財指定申請書

下記の有形文化財を高知県保護有形文化財に指定して下さるよう申請します。

記

1 名称及び員数

大太刀（無銘）、（附）黒漆太刀拵、一口

2 所在の場所

高知県高岡郡四万十町宮内1857番地 高岡神社

3 製作の年代及び作者

南北朝時代～室町時代初期
作者不詳

4 素材

太刀身・・・鉄（鋼）
拵・・・・・・木、銅、布、革、漆等

5 その他参考となるべき事項

大太刀（総長219.6cm、刃長153.0cm、目くぎ穴2個）
南北朝時代～室町時代初期の大太刀は全国的に稀少で、貴重である。
太刀と拵は一对のものである。
詳細は、別紙のとおり。

令和元年六月十九日調査

大太刀
法量

無銘

一口

高岡神社

総長 二一九・六センチ
 刃長 一五三・〇センチ
 反り 六三・二センチ
 茎長 六六・六センチ
 元巾 七五センチ
 先巾 六七センチ
 元重 一・四センチ
 先重 〇・七センチ

形状

個鎗造庵棟 身中広く 中鋒延びる。茎生 目釘孔二
 刃迅上り 八・五センチ 切先より三七センチの個所
 に刃こぼれ 切先より四九センチの棟に切込様の傷
 がある。

作風

表裏精樋を掻き 鍔元にて丸留
 板目肌 刃文不明

黒漆太刀拵(付)
法量

柄総長 二五八・四センチ
 鞘長 一七一・三センチ

柄

革着黒糸(後補)巻 中程に胴金を巻く。背金(

鞘

片側破損)・緑、山金地大箆。尻の目貫が付く。
 下地を麻糸で巻き黒漆を塗る。口金・足金物(二の

足金物の革先金欠損)・黄金・石突(上下先引を裁

して欠失)が付く。これらの金具は素銅無文であ

鐔等

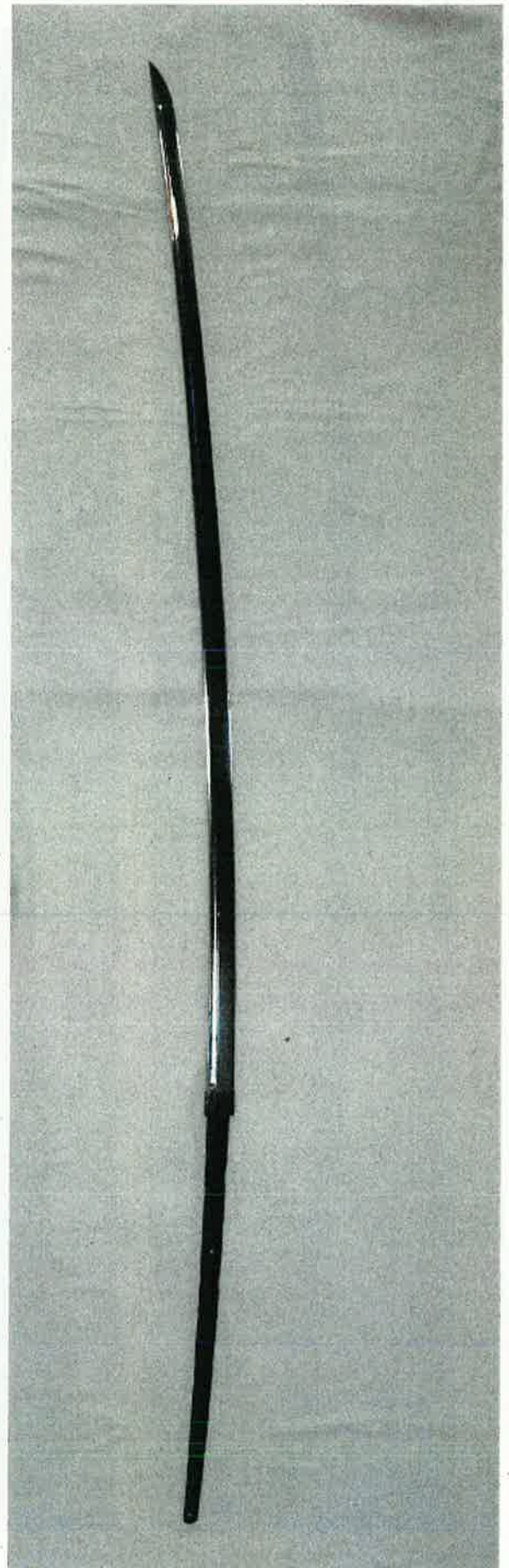
練革四枚合変形木似形黒漆塗 大切羽・中切羽はな

く、小切羽(笏座形と切り廻)が付く。

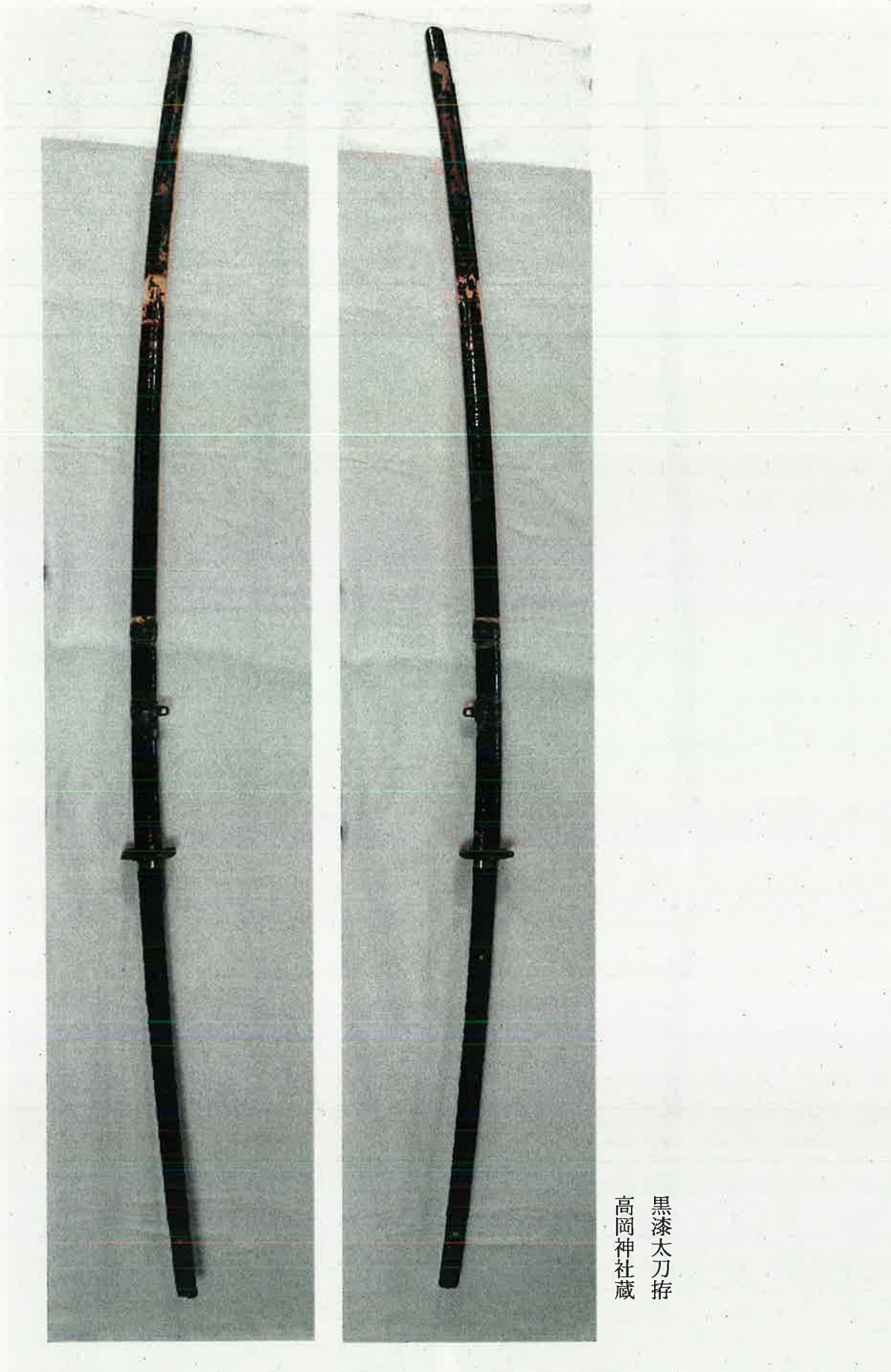
この大太刀も研磨不良で詳細は不明であるが、興津八幡宮

の大太刀とほぼ同時期に製作されたとと思われる。更に長大で

あり。この大太刀には太刀拵が付属し、欠損部分もあるが製作当



大太刀
高岡神社蔵



黒漆太刀拵
高岡神社蔵



令和2年1月14日

高知県教育委員会 様

申請者住所 高知県高岡郡四万十町宮内1857番地

氏名 宗教法人 高岡神社

代表役員 岩崎



高知県保護有形文化財指定申請書

下記の有形文化財を高知県保護有形文化財に指定して下さるよう申請します。

記

1 名称及び員数

黒漆太刀拵、(附) 太刀身、一口

2 所在の場所

高知県高岡郡四万十町宮内1857番地 高岡神社

3 製作の年代及び作者

室町時代初期～中期
作者不詳

4 素材

拵・・・・・・木、銅、布、革、漆等
太刀身・・・・鉄(鋼)

5 その他参考となるべき事項

高岡神社の太刀拵は、金具は無文、その他装飾を排した極めて実用本位の陣太刀拵であり、全国的に稀少な遺品で、貴重である。

太刀と拵は一对のものである。

詳細は、別紙調査書のとおり。

令和元年七月五日調査

黒漆太刀拵 一口 高岡神社
法量

総長 一〇七・五 センチ

柄長 二五・八 センチ

鞘長 六一・〇 センチ

柄

黒漆塗 絞着布 菱巻とし、縁 青金、猿手に大黒回鍔

鞘

金の目貫が付く。

鍔等

草巻黒漆塗とし、口金・足金物・黄金・石突が付く

練草四枚合木爪形、黒漆を塗り、大切羽・中切羽（

草製）小切羽（菊座形と切り廻し）が付く。

これらの金具は無文の山金地で統一されている。

刀身（付）

法量

長さ 七二・六 センチ

反り 二・六 センチ

形状

個造庵棟 腰反り高く踏張強く小切先 茎生 孔一

作風

板目鍛に五の目を焼く。刃込上に刃こぼれがある。

太刀拵の現存品は少なくはないが、その多くは儀仗用であり、高貴な身分の人の佩用である。

戦場用の佩刀と思われるものも少数は伝世されているが、多くは高級武將のもので、最前線で戦闘に参加した武士の

は強くと感さされていらない。この高岡神社の太刀拵は、金具は無文、その他の装飾を排

した極めて実用本位の陣太刀であり、全国でも稀な遺品である。

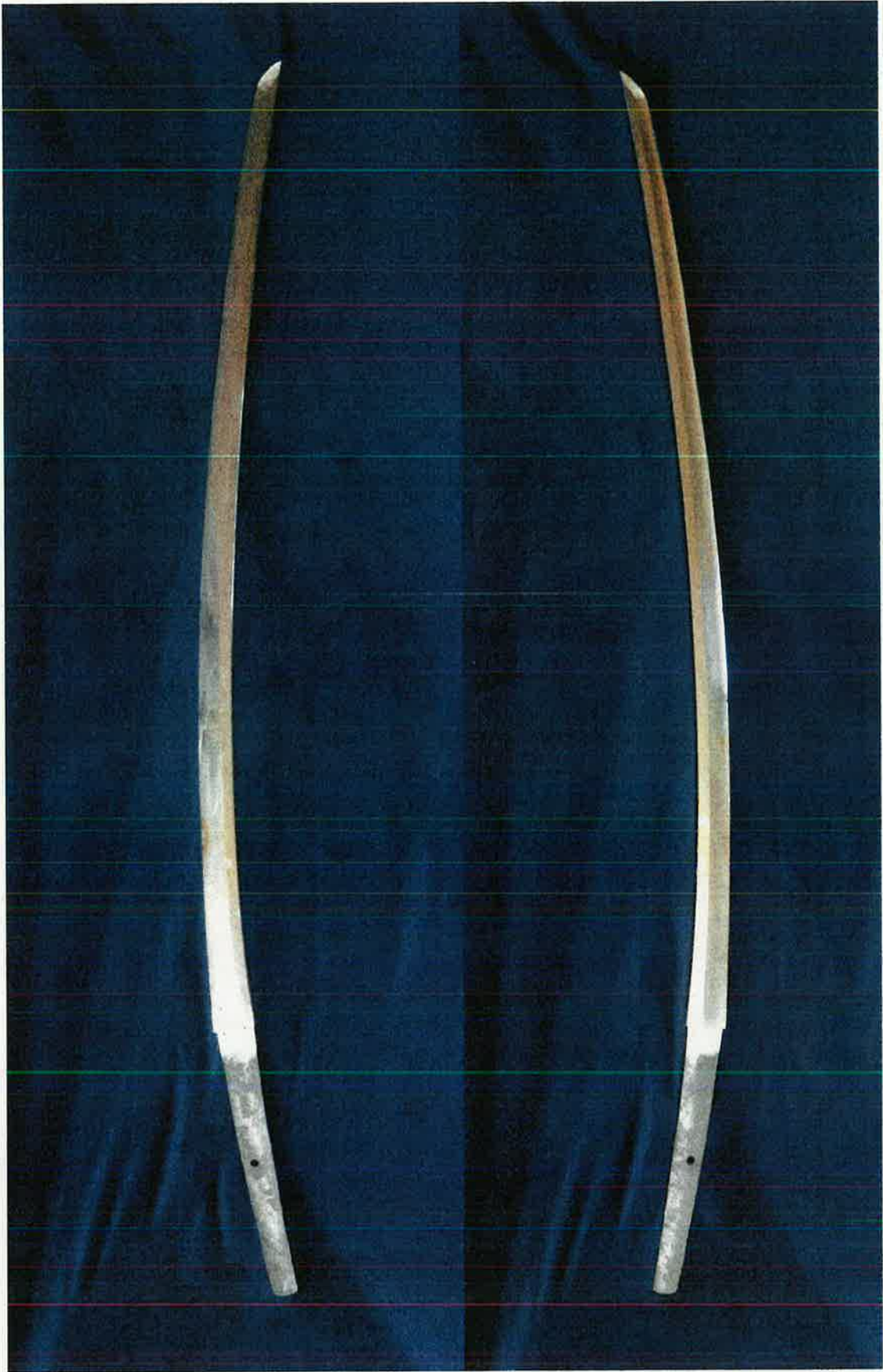
製作年代は、比較対象の材料が少ないが、使用されている金具の質感や時代色等から室町中期を下らないものと思われる。

付属の刀身は無銘で研磨状態も不良であるが、形状 作風から室町初期、備前鍛冶と思われる。



黒漆太刀拵
高岡神社蔵





太刀身
高岡神社蔵

「大太刀無銘 附黒漆太刀拵」外1口の再測定結果について

日時 : 2月10日(月)
場所 : 高岡神社(高岡郡四万十町宮内1857番地)
対象 : 「大太刀 無銘 附黒漆太刀拵」及び「黒漆太刀拵 附太刀身」
再測定者 : 高知県刀剣登録審査委員 式部 静、佐竹 勝則
再測定結果 : 下記の通り

記

1. 大太刀無銘 附黒漆太刀拵(高岡神社所有)

(1) 当初測定結果

総長 219.6cm、刀長 153.0cm、反り 3.2cm、茎長 66.6cm

(2) 再測定結果

総長 219.5cm、刀長 152.9cm、反り 3.1cm、茎長 66.8cm

2. 黒漆太刀拵 附太刀身(高岡神社所有)

(1) 当初測定結果

総長 107.5cm、柄長 25.8cm、鞘長 81.0cm

(2) 再測定結果

総長 107.3cm、柄長 25.5cm、鞘長 80.8cm

大太刀 無銘 一口 高岡神社

法量

総長	二一九	五	センチ
刃長	一五二	九	センチ
反り	六三	一	センチ
茎長	六六	八	センチ
元中	四二	五	センチ
先中	二七	四	センチ
元重	一四		センチ
先重	〇七		センチ

形状

個鑄造庵棟 身巾広く 中鋒延びる。茎生 目釘孔二
 刃込上り八、五センチ、切先より三七センチの個所
 に刃こぼれ 切先より四九センチの棟に切込様の傷
 がある。

作風

表裏構極を掻き 鋲元にて丸留
 板目肌 刃文不明

黒漆太刀拵(付)

法量

総長	三五八	四	センチ
柄長	一八六	二	センチ
鞘長	一七一	二	センチ

柄

革着黒糸(後補)巻 中程に胴金を巻める。(背金)

鞘

片側破損(緑、山金地太笄風の目貫が付く。)
 下地を麻糸で巻き黒漆を塗る。口金、足金物(二の
 足金物の革先金欠損) 貴金、石突(上下先引を裁
 して欠失)が付く。これらの金具は素銅無文であ
 り一部に黒漆の跡がある。

鐔等

練革四枚合変形木似形黒漆塗 大切羽 中切羽はな
 く、小切羽(笏座形と切り廻し)が付く。

この大太刀も研磨不良で詳細は不明であるが、興津八幡宮
 の大太刀とほぼ同時期に製作されたと考えられる。更に長大で
 ある。

この大太刀には太刀拵が付属し、欠損部分もあるが製作当
 時の雰囲気を保つて貴重である。

令和元年七月五日調査

令和二年二月十日再測定

黒漆太刀拵 一口 高岡神社
法量

総長 一〇七・三 センチ
柄長 二五・五 センチ
鞘長 八〇・八 センチ

柄 黒漆塗 鍔着布菱巻とし、縁、青金、猿身に太黒河鍔

鞘 金の目貫が付く。口金、足金物、貴金、石突が付く

鍔等 練草四枚合木瓜形 黒漆を塗り、大切羽、中切羽（

草製）小切羽（菊座形と切り廻し）が付く。切羽（
こ水らの金具は無文の小金地で統一されている。

太刀身（付）

法量 長さ 七二・六 センチ

形状 反り 腰反り高く踏張強く小切先 茎生 孔一
個 鑄造棟

作風 板目銀鑄に五の目を焼く。刃込上に刃こぼれがある。

太刀拵の現存品は少なくはないが、その多くは儀仗用であ
り、高貴な身分の人の佩用である。

戦場用の佩刀と思われるものも少数は伝世されているが、
多くは高級武將のものとして、最前線に戦闘に参加した武士の
水は強人と戦われたいない。最前線に戦闘に参加した武士の

この高岡神社の太刀拵は、金具は無文、その他の装飾を排
した極めて実用本位の陣太刀であり、全国でも稀な遺品であ
る。

製作年代は、比較対象の材料が少ないが、使用されている
金具の質感や時代色等から室町中期を下らないものと思われ
る。

付属の刀身は無銘で研磨状態も不良であるが、形状、作風
から室町初期、備前鍛冶と思われる。

高知県文化財保護条例

(昭和 36 年 1 月 10 日条例第 1 号)

(指定等)

- 第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを高知県保護有形文化財(以下「県保護有形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
 - 3 第 1 項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、高知県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 第 1 項の規定による指定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
 - 5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。
 - 6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県保護有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

10/10/20

10/10/20

10/10/20

